

## 川崎市新型インフルエンザ等対策本部要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年川崎市条例第5号）第5条の規定及び川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）に基づき、川崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (本部の設置)

第2条 市長は、新型インフルエンザ等が発生し、政府の新型インフルエンザ等対策本部及び神奈川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部等」という。）が設置された場合に本部を設置する。

### (新型インフルエンザ等対策本部長等)

第3条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

3 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部の長並びに会計管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育委員会事務局教育次長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

6 本部長は、本部員の中から病院事業管理者及び教育長を参与として指名する。

7 参与は、本部長、副本部長に進言し、他の本部員に指示することができる。

### (本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び区本部長で組織し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項について審議する。

3 本部会議は必要に応じて本部長が招集する。

### (部の設置)

第5条 本部に別表1に掲げる部及び部長を置く。

2 部に副部長及び部員を置くものとし、あらかじめ部等の職員のうちから部長が任命する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は、部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 各部は、本部等との緊密な連携のもとに、市行動計画の定めるところにより、必要な対策を実施する。

(区本部等)

第6条 本部長は、各区において区本部を設置する。

2 区本部の長は、区長をもって充てる。

3 区本部に、区副本部長及び区本部員並びにその他の職員を置き、区等の職員のうちから、あらかじめ区長が任命する。

4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は、区本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 区本部長は、区本部の事務を総括し、区副本部長及び区本部員並びにその他の職員を指揮監督する。

6 区本部長は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、関係機関等と常に密接な連携を保ち、相互の協力を図るものとする。

7 区本部は、本部等との緊密な連携のもとに、市行動計画の定めるところにより、必要な対策を実施する。

(区本部会議)

第7条 区本部に区本部会議を置く。

2 区本部会議は、区本部長、区副本部長及び区本部員で組織し、区域内の対策について審議する。

3 区本部会議は必要に応じて区本部長が招集する。

(事務局)

第8条 常設の事務局を危機管理本部及び健康福祉局保健所に置く。

2 事務局の構成及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

3 事務局長は、事務を実施するため必要があるときは、新型インフルエンザ等の各種対策に関し専門的な知識を有する職員又は関係者に対し、意見を求めることができる。

(報告)

第9条 部長及び区本部長は、被害の状況、各種対策に係る活動の状況等について、本部長に報告しなければならない。

(市対策本部等の廃止)

第10条 本部長は、政府対策本部等が廃止された場合には、遅滞なく本部及び区本部を廃止するものとする。

(関係機関への通知等)

第11条 本部長及び区本部長は、本部及び区本部を設置又は廃止した場合、速やかに関係機関に通知又は連絡するものとする。

(応援職員の派遣)

第12条 部長及び区本部長は、所管する部又は区本部における新型インフルエンザ等対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができる。

2 前項の規定により派遣された職員は、派遣を受けた部長等の指揮の下に行動するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(川崎市新型インフルエンザ対策本部要綱の廃止)

2 川崎市新型インフルエンザ対策本部要綱(22川総危第1347号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

部	部長
総務企画部	総務企画局長
財政部	財政局長
市民文化部	市民文化局長
こども未来部	こども未来局長
経済労働部	経済労働局長
環境部	環境局長
健康福祉部	健康福祉局長
まちづくり部	まちづくり局長
建設緑政部	建設緑政局長
港湾部	港湾局長
臨海部国際戦略部	臨海部国際戦略本部長
会計部	会計管理者
上下水道部	上下水道事業管理者
交通部	交通局長
病院部	病院局長
消防部	消防局長
教育部	教育委員会事務局教育次長
第1応援部 市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局長
第2応援部 選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
第3応援部 監査事務局	監査事務局長
第4応援部 人事委員会事務局	人事委員会事務局長
第5応援部 議会局	議会局長

別表第2（第8条関係）

構成		所掌事務
事務局長	危機管理本部危機対策部長	1 本部の設営及び運営に関する こと。 2 対策上必要な各種情報の収集 及び伝達に関すること。 3 本部指令(本部長の指示及び 本部員会議の決定事項)の伝達 に関すること。 4 対応計画の立案及び総合調整 に関すること。 5 神奈川県、その他関係機関と の情報受伝達及び各種報告に 関すること。 6 自衛隊の応援要請及び受入に 関すること。 7 各部・区本部、関係機関等と の連絡調整に関すること。 8 防災行政無線の統制に関する こと。 9 備蓄物資の活用に係る総合調 整に関すること。 10 九都県市の連携に関するこ と。 11 市民への広報、社会機能維持 者等への啓発に関すること。 12 イベントの休止等、複数の部 及び区本部に関わる対策の調 整に関すること。 13 その他特命事項に関するこ と。
事務局次長	健康福祉局保健所長	
事務局員	危機管理本部、健康福祉局保 健所の職員。 各部及び区本部に所属する職 員のうちから各部長及び区本部 長が指名した職員。	